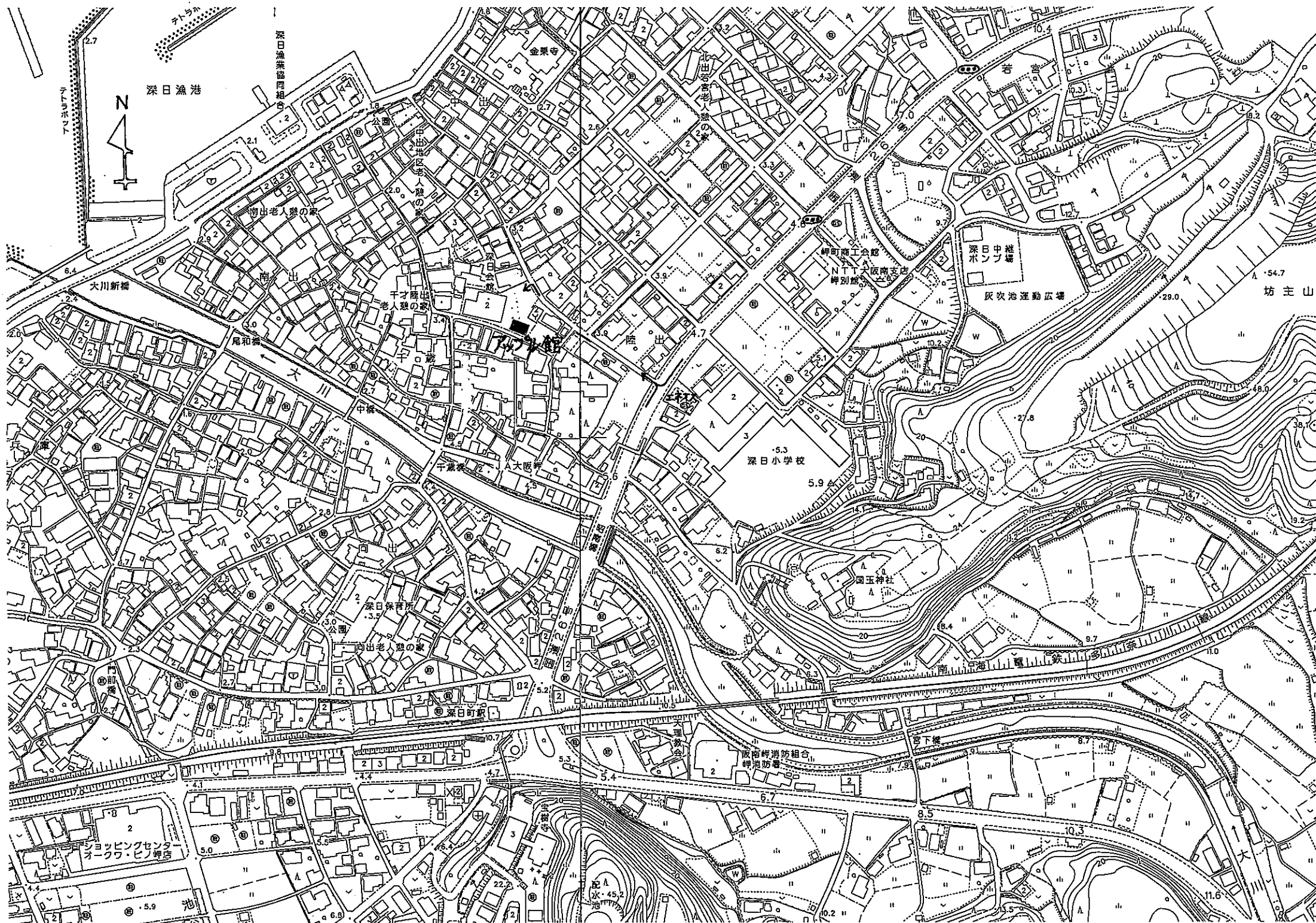
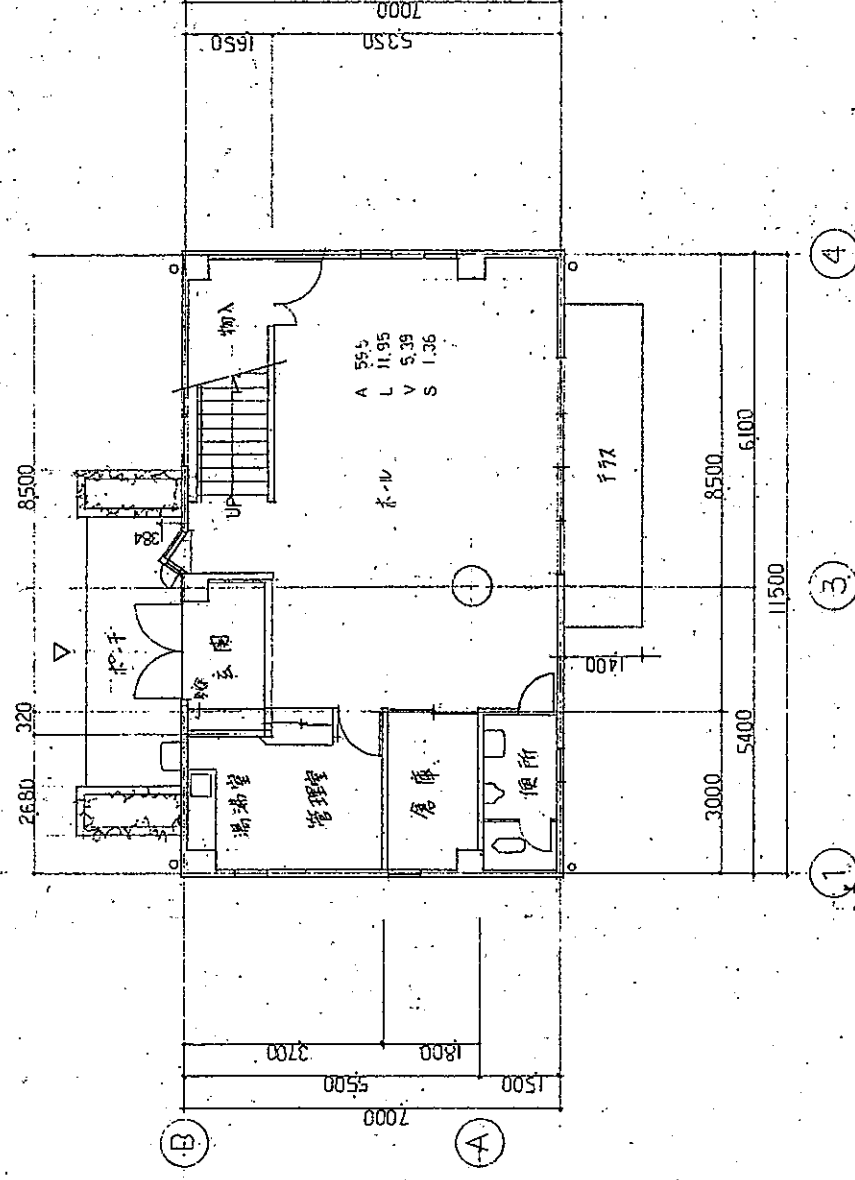
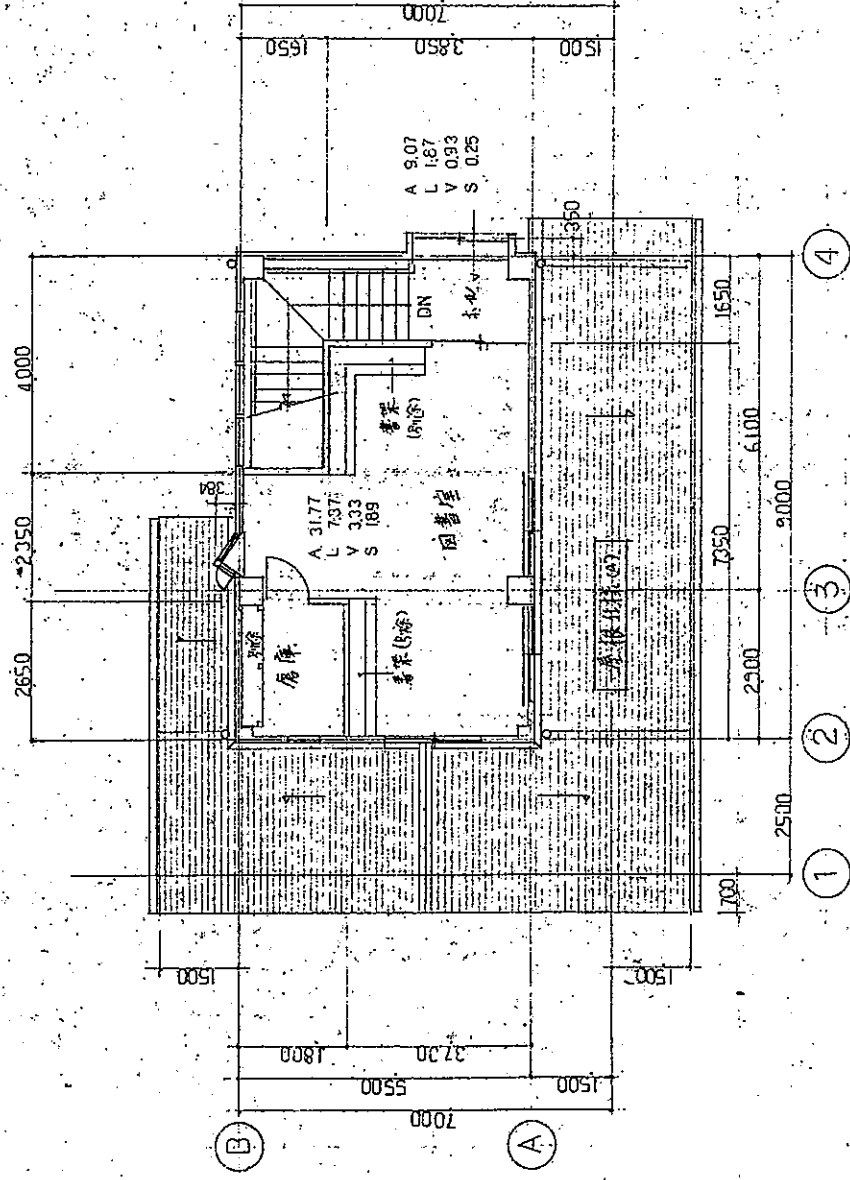
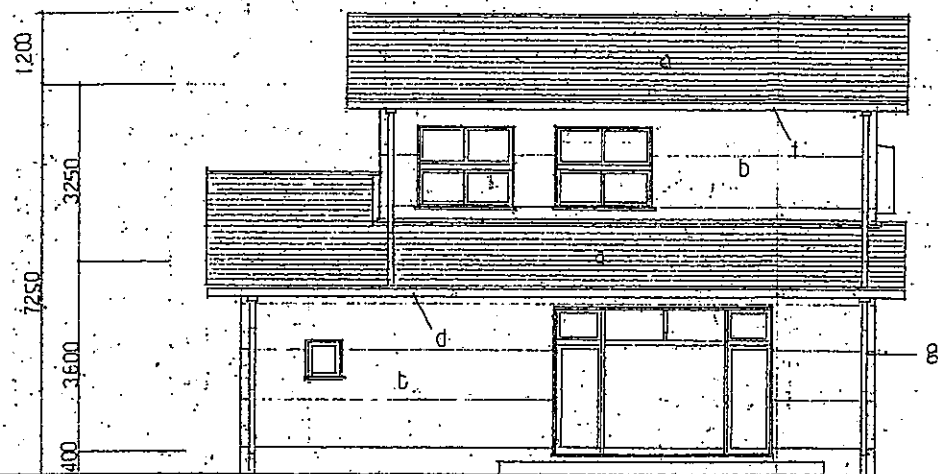


「岬町立アップル館指定管理者公募要項」

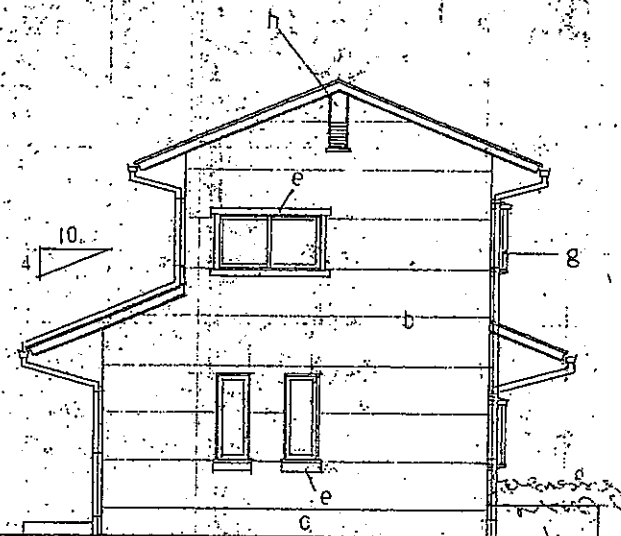
参考資料



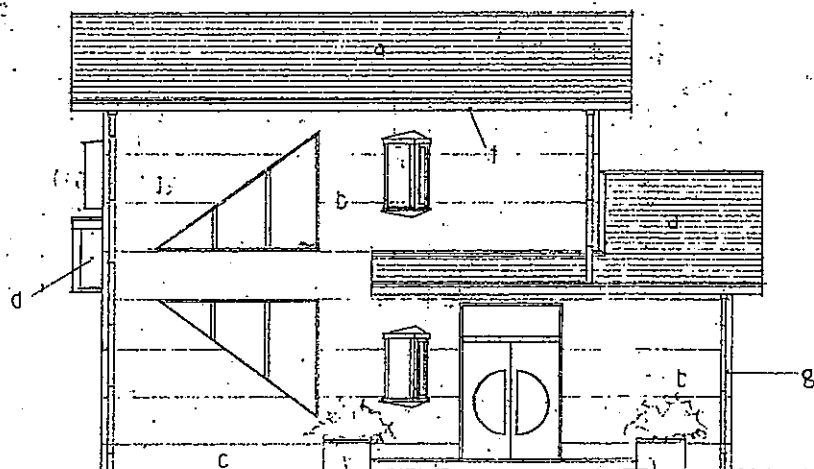




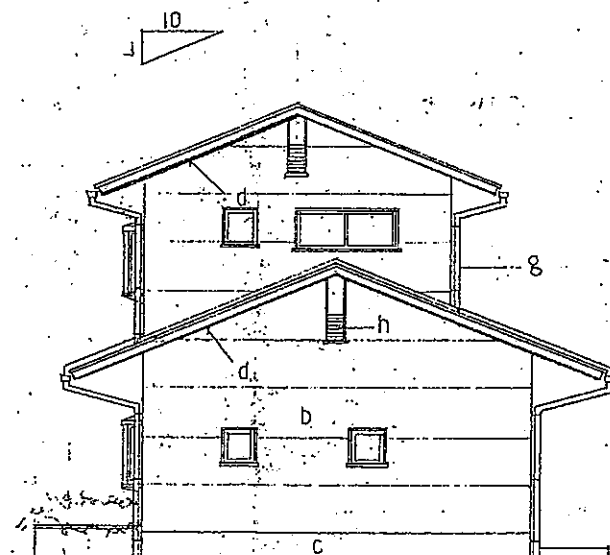
南立面图 $s=1/100$



东立面图 $s=1/100$



北立面图 $s=1/100$



西立面图 $s=1/100$

(目的)

第 1 条 児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにすることを目的として、岬町立アップル館(以下「アップル館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 アップル館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 岬町立アップル館

位置 岬町深日 850 番地

(事業)

第 3 条 アップル館は、次の事業を行う。

- (1) 子どもたちの健全な育成、豊かな情操の育成に関する事業
- (2) 図書の活用を図る講座等の開催に関する事業
- (3) 親子のふれあいと交流を図る文化、教養に関する事業
- (4) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 岬町教育委員会(以下「委員会」という。)は、アップル館の管理に関する業務を、法人その他の団体であって委員会が指定するもの(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者にアップル館の管理を行わせない場合は、委員会が管理する。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) アップル館の利用許可に関する業務
- (2) アップル館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、アップル館の運営に関して委員会が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第 6 条 指定管理者がアップル館の管理に関する業務を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用の許可)

第 7 条 アップル館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、アップル館の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は付属施設等を汚損、破損若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的とすると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が、不適當と認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、アップル館の利用について許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、停止し、若しくは取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規則に違反したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第10条 委員会は、指定管理者にアップル館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、アップル館を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者は、既納した利用料金は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第13条 利用者は、アップル館に特別の設備を配置してはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用又は権利譲渡の禁止)

第14条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 15 条 利用者は、アップル館の利用が終わったとき、又は第 9 条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 利用者の責に帰すべき事由により、建物、設備及び器具等を汚損、破損又は滅失したときは、利用者においてその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第 17 条 指定管理者は、次の各号に掲げる損害については、一切その責を負わない。

(1) 第 9 条の規定に基づく処置により生じた利用者の損害

(2) 本町又は指定管理者に過失のある場合を除き、施設及び附属設備等の利用により生じた利用者及び第三者の損害

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条まで及び別表の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

区分	単位	利用料金
2 階会議室	1 時間	100 円

○岬町立アップル館条例施行規則

平成 20 年 3 月 24 日

教委規則第 12 号

(目的)

第 1 条 この規則は、岬町立アップル館条例（平成 19 年岬条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 岬町立アップル館(以下「アップル館」という。)は町住民の児童を対象として、条例第 3 条の規定する事業を行う。

2 アップル館は、前項に掲げる事業の他、第 1 条の目的達成に支障のない限りその施設を町民の健全で文化的な催物等の利用に供することができる。

(休館日及び開館時間)

第 3 条 アップル館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎週月・火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始（12 月 30 日から翌年 1 月 4 日まで）

2 アップル館の開館時間は、午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(利用許可の申請)

第 4 条 アップル館を利用しようとする者は、利用 3 日前までに、様式第 1 号による利用申請書を教育委員会又は指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用許可の申請は、利用期日の 3 ヶ月以前のものについては受け付けない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りではない。

(許可書の交付)

第 5 条 第 4 条の規定により利用を許可したときは、様式第 2 号による許可書を交付する。

(利用許可の変更及び取消し)

第 6 条 アップル館の利用について、許可の受けた者はその利用について、変更又は取消しをしようとするときは、アップル館利用変更（取消し）許可申請書（様式第 3 号）を沿えて教育委員会又は指定管理者に提出しなければならない。

2 教育委員会又は指定管理者は、前項の規定による申請が適当と認めるときは、アップル館利用変更（取消し）許可書（様式第 4 号）を交付する。

(利用料金の納付)

第 7 条 条例第 10 条に規定する利用料金の納付は、利用の許可を受けたときに前納しなければならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会その他地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた町議会及び町の執行機関が利用するとき。 全額
- (2) 本町内に所在する官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が使用するとき。 全額
- (3) 本町内に所在する社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育団体が社会教育に関する事業に利用するとき。 半額
- (4) 本町内に所在する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項又は第3項に規定する事業を行う団体が、公用又は公益に関する事業を行うとき。 全額
- (5) その他教育委員会が認めるとき。 教育委員会が別に定める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、アップル館利用料金減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第12条に規定による利用料金の還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責によらない事由で使用できなくなったとき。 全額
- (2) 利用日の3日前までに利用の取消しの申請をし、教育委員会が許可したとき。
全額
- (3) その他教育委員会が認めたとき。 教育委員会が別に定める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、アップル館利用料金還付請求書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の制限)

第10条 条例第8条の規定及び次の各号のいずれかに該当する者に対しては、アップル館への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物（介助犬を除く）の類を携行する者。
- (2) その他、アップル館の管理及び事業運営に支障を与える者。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損若しくは損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 許可を受けていない施設、設備等を利用しないこと。
- (3) 物品の販売、宣伝その他営利活動又は金品の寄附、募集等の行為をしないこと。
ただし、条例の設置目的に沿った活動を行う場合で、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、アップル館の運営上支障をきたすような行為をしないこと。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

アップル館指定管理運営状況

			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
利用状況	開館日数（日）		208	204	204	
	利用者数（人）		1,890	1,972	2,019	
		大人		1,433	1,388	1,465
		子ども		457	584	554
	図書利用者数（人）		1,421	1,495	1,508	
		大人		1,072	1,040	1,159
		子ども		349	455	349
	図書貸出冊数（人）		4,919	4,737	4,462	
		大人		541	592	612
		子ども		4,378	4,145	3,850
	蔵書数（冊）		15,552	15,092	14,974	
大人用			3,602	3,402	3,202	
子ども用			11,950	11,690	11,772	
事業実施状況 (回)	定例おたのしみ会		11	12	12	
	絵本・お楽しみ・おえかき等		1	1	1	
	保育所おはなし会		9	9	9	
	館内案内・紙芝居等		1	0	0	
	アップル館講座		3	0	0	
	大人も楽しむおはなし会		0	0	1	
	季節行事（お正月等）		5	5	5	
	クリスマス行事		0	1	1	
	アップル館寄席		1	1	1	
	アップル館見学会		2	1	1	
	落書きクラブ		12	11	12	
	乳児わらべうた		0	0	0	
	わらべうたで遊ぼう		10	12	12	
	子育て支援（乳児わらべうた）		1	0	0	
	たんけん		0	0	1	
	ボランティア講座		8	7	3	
収支状況 (円)	収入	指定管理料		1,412,000	1,462,000	1,462,000
		賛助会費		0	0	0
		収入（寄付等）		0	0	3,700
		施設使用料		0	300	400
		助成金（民間）		207,000	206,000	0
		収入計		1,619,000	1,668,300	1,466,100
	支出	人件費		874,800	847,200	841,400
		光熱費		388,043	421,880	434,421
		保険代		0	5,500	0
		消耗品		26,614	29,870	28,985
		図書購入費		103,630	130,712	119,511
		その他備品		0	16,279	4,526
		イベント経費		233,990	218,848	39,270
		次年度繰越金		0	0	0
		支出計		1,627,077	1,670,289	1,468,113
	差し引き			△ 8,077	△ 1,989	△ 2,013
	連絡会補填			8,077	1,989	2,013

【参考】町事業への協力

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
★ほのぼのクラブ	12	12	12
★ブックスタート	6	6	6
★両親教室	1	0	0
★おはなし会（学童）	1	4	4

別紙1（第7条・第11条）

（1）管理施設（付帯設備含む）

〔施設名〕 岬町立アップル館
 〔所在地〕 岬町深田850番地
 〔敷地面積〕 363.08㎡
 〔構造〕 鉄筋コンクリート造、2階建
 〔延床面積〕 130.00㎡

※ 休館日、開館時間、施設利用等については、岬町立アップル館条例施行規則による。

（2）管理物品

〔備品リスト〕 令和8年3月現在

整理番号	品 名	数量	備 考
1	玄関鍵	8	1階（玄関）
2	下駄箱 90×130×30	1	
3	傘立	1	
4	スチール製フロアーケース	2	
5	事務机	1	1階（事務室）
6	パイプ机	2	
7	軽量ラック 180×90×30	2	
8	本棚（ボックス） 180×45×30	1	
9	本棚（ボックス） 90×45×30	1	
10	プラスチック製書類ケース（5段）	2	
11	ラミネート機	1	
12	ファックス付電話機	1	
13	流し台	1	
14	パソコン	1	
15	プリンター	1	
16	図書管理システム	1	
17	軽量ラック 180×90×30	5	1階（倉庫）
18	本棚（ボックス） 180×45×30	1	
19	本棚（ボックス） 90×45×30	3	
20	書架	7	1階（ホール）
21	ついたて（スチール製）	1	
22	ドーナツ型机 50×（70・90）×50×5個分	1	
23	幼児用パイプ椅子	15	
24	円形本棚 高さ100・直形80	2	
25	両面本棚 130×180×（50・70）	2	
26	本棚（ボックス） 90×45×30	4	
27	本棚 90×160×30	2	
28	本棚 90×90×30	1	
29	本棚 90×180×30	1	
30	本棚 80×180×30	1	
31	本棚 90×60×15	2	
32	ブックトラック	1	
33	エアコン	1	1階（物入）
34	軽量ラック 130×90×30	2	
35	軽量ラック 180×90×30	1	
36	軽量ラック 130×90×30	1	2階
37	軽量ラック 180×90×30	4	
38	本棚 90×70×30	1	
39	長机	1	
40	パイプ椅子	7	
41	子ども用いす（木製）	21	
42	エアコン	1	
	図書	冊	

※指定管理者が新たに購入又は第三者から寄贈を受けた図書は、岬町に帰属します。（第12条）

別紙２（第８条）

リスク分担表

○印がリスク負担者

段 階	種 類	内 容	負 担 者	
			町	指定 管理者
共 通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更 （他の項目に記載されているものを除く）	○	
	資金調達	必要な資金確保		○
	周辺地域・住民・ 利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等の対応		○
	安全性への確保 環境の保全	維持管理・運営において安全性の確保及び周辺環境 の保全（応急処置を含む）		○
	第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
	事業の停止・延長	建物所有者の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等のために事業実施が困難になっ たことによる中止	○	
		事業者の責任による遅延・中止		○
		事業者事業放棄・波錠		○
応募段階	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金確保		○
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
維持管理 運営段階	物価	物価の変動		○
	維持修繕	営業上の必要その他事業者の発意により行う施設・設 備・外溝の維持修繕	協議事項	
		施設・設備・外溝保守点検 （法定点検及び日常の維持修繕を含む）		○
		施設・設備・外溝の経年劣化等による維持補修	○	
		事故・災害による施設・設備・外溝の維持修繕	○	
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備損壊復旧	○	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持修繕 （施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設軀 体の改修が必要となった場合等）	○	
	天災その他不可 抗力による事業 中止等	大規模な災害等による事業中止等	○	
		その他不可抗力等による損害・被害等	協議事項	